

厚木市告示第71号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の規定
による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消
費性能適合性判定の委任について

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下
「法」という。）第14条第1項の規定により、次のとおり登録建築物エネルギー消費
性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務を行わせることとしたの
で、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通
省令第5号）第10条の規定により告示する。

令和7年4月1日

厚木市長 山 口 貴 裕

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー
消費性能適合性判定の業務
法第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項及び第3項の建築物エネルギー消
費性能適合性判定の全部
- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日
平成29年4月1日
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の規定による登録
建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の
委任について（平成29年厚木市告示第83号）は、令和7年3月31日をもって廃止
する。